

## むつ市議会第258回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和5年12月8日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 富岡直哉 議員

（2）16番 浅利竹二郎 議員

（3）13番 東健而 議員

（4）12番 佐藤広政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管理 選挙 委員会 委員長	村田尚勝
代 監 査 委 員	齊藤秀人	政 統 括 策 監	畑中政真
農 委 員 会 員 業 会 長	坂本正一	デ ジ タ ル 政 監 推 進	吉田純
総務部長	吉田和久	財 務 部 長	藤島勇
企 画 政 策 部 長	角本力	福 祉 部 長	松谷智郎
民 生 部 長	斉藤洋一	子 み ど ら も い 長 こ こ こ 長	中村由佳子
健 づ く 推 進 部 長	菅原典子	s m i l e s k o f f i c e に り つ つ	吉田由佳子
経 済 部 長	立花一雄	都 市 整 備 長	木下尚一郎
建 設 技 術 部 長	小笠原洋一	川 内 庁 舎 長	杉山郷史



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、富岡直哉議員、浅利竹二郎議員、東健而議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

## ◎富岡直哉議員

○議長（富岡幸夫） まず、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） おはようございます。会派陸奥未来の富岡直哉でございます。

12月を迎え、今年も残すところあと僅かとなりました。何といたっても、今年は今市に関わる選挙が一斉に行われた激動の選挙イヤーでありました。寝ても覚めても選挙で、あっという間の日々でありました。

9月には自身の市議会議員選挙を迎え、4年前の選挙戦と比較し、大きく肌で違うと感じたことは、子供たち、特に小・中学生の反応でありました。その中でも特に印象的だったのは、放課後にサッカーをしている少年が、選挙カーが見えると道路際まで走り、「頑張ってください」と大きな声援を送ってくれたことでもあります。

3月の県議選から始まり、市長選、知事選、市議選と4度の選挙を通して、当市の子供たちにとっても政治、そして選挙が身近なものになったのではないかと考えております。この経験は、彼らが18歳となり有権者となったときには、大きく投票行動につながるのではないかと心強く思います。

このように、大きな元気をくれた子供たちの未来を、そして我々の会派名の由来でもあるむつの未来をしっかりと築いていかなければならないと決意を新たにしたところであります。

今回は、むつ市の子供たちの未来につながる課題を中心に、むつ市議会第258回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、質問の1項目め、2024年問題についてであります。2024年問題とは、皆様ご承知のとおり、2024年4月1日以降、自動車運転業務の年間の時間外労働時間の上限を960時間とする規制が設けられることによって生じる問題のことでありますが、働き手の労働環境が改善される一方、会社の利益の減少、ドライバーの給与の減少や、それに伴う離職など、この影響が多方面に及ぶことが危惧されております。

市としては、本州最北に位置し、県内最大の行政面積を有する当市の立地条件等も踏まえると、特に公共交通における影響は計り知れなく、対応や対策が求められます。

以上のことから、1点目は、当市の現状認識と課題について。

2点目は、市民生活の影響について。

3点目は、当市はどのように対策を講じていくのかお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、あおもり国スポ・障スポについてお伺いいたします。国内最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会を青森県で開催するのは、昭和52年のあすなろ国体以来49年ぶりとなり、当市では正式競技4競技と合わせて、本県初開催となる全国障害者スポーツ大会においては、バスケットボール競技が開催されます。本大会まであと3年、リハーサル大会まであと2年を切り、施設整備をはじめ、選手団の受入体制の構築など、加速度的に準備が進んでいくものと思えます。

また、本年8月に発足されたあおもり国スポ・障スポ実行委員会において、委員長である宮下知事は、関係機関と県民が一丸となり、この先50年レガシーを残せる大会にしたいと述べられていることから、準備と並行して、当市としてどのように本大会のレガシーを残していくか、考えながら進めていかなければならないと考えます。

以上のことから、1点目は、大会までのスケジュール及び施設整備について。

2点目は、選手及び関係者の宿泊等を含めた受入体制について。

3点目は、当市としてどのようなレガシーを残す大会を目指すかについてお伺いいたします。

次に、質問の3項目め、大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高等学校教育改革についてお伺いいたします。この県立高等学校教育改革については、私自身、これまで複数回にわたり一般質問に取り上げてまいりましたが、青森県においては本年7月に新たな教育長が就任し、当市においては山本市長が就任され、さらにはむつ市独自の検

討委員会がスタートするなど、当市を取り巻く環境も大きく変化していることから、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、山本市長は県議会議員時代から、この下北統合校については地域の大きな課題として取り組まれておりますが、改めて市長の立場として、これまでの県立高校教育改革に対する見解についてお伺いいたします。

2点目は、いまだ県教育委員会が示す下北地区統合校のビジョンが明確になっていないのではないかと感じられることから、高等学校が立地する自治体として、下北地区統合校のビジョンをどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目は、むつ市独自の検討委員会の進捗と今後の見通しについてお伺いし、以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。富岡直哉議長のご質問にお答えいたします。

まず、2024年問題につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、あおもり国スポ・障スポについてのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、あおもり国スポ・障スポについてのご質問の3点目、当市としてどのようなレガシーを残す大会を目指すかについてお答えいたします。昭和52年のあすなろ国体が残した競技施設や競技力、大会運営のノウハウや競技団体の組織力などは、様々な形で現在に引き継がれているものと考えております。当時選手や役員として関わった方々や、ボランティアなどで競技運営に携わった方々、そして観戦された多くの市民の皆様にとっては、いにしえのよき思い出、レガシーとして心に刻まれているのではないかと思います。

令和8年の国スポ・障スポは、本市出身選手や青森県代表選手の活躍を期待しつつ、全国レベルのパフォーマンスを観戦できる貴重な機会であり、特に子供たちにはスポーツへの関心が高まり、希望を持ち、夢を膨らませて、スポーツ活動が充実していくことを期待しております。

市民の皆様におかれましては、一人一人が競技運営や支援、選手、役員へのおもてなしなど、する、みる、支える、知る、いろいろな形で積極的に参画していただくことで、本市を訪れていただく皆様や市民の皆様にとって思い出深い大会となり、あすなる国体に続く新たなレガシーが構築されることを目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大湊高校・むつ工業高校の統合に関する県立高等学校教育改革についてのご質問の1点目、これまでの県立高等学校教育改革に対する市長の見解について、2点目、立地自治体として下北地区統合校のビジョンをどのように考えているか及び3点目、むつ市独自の検討委員会の進捗と今後の見通しについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画については、青森県教育委員会において検討を重ねた結果、策定された計画であり、下北地区統合校については、人口減少が今後ますます顕著となる中、重点校である田名部高等学校、地域校である大間高等学校との役割分担をしながら、総合学科と工業科の統合により、多様な学習による幅広い知識や視野を身につけさせ、生徒一人一人の進路志望を実現することを目指す学校であると認識しております。

下北地区統合校は、令和9年度に開校することが決定しておりますが、新たな高等学校が地域の子供たちにとって夢をかなえるための魅力的な学びの場となるよう、地域としても積極的に関わる

必要があると考え、本年6月に市主導により下北地区統合校検討委員会を立ち上げております。これまでの2度の会議では、委員それぞれの立場からご意見を伺い、課題の洗い出し等を行ってまいり、市議会の一般質問でいただいたご意見等につきましても、検討委員会にお伝えしているところでございます。

今後も子供たちの未来を開き、地域に愛される学校となるよう検討を重ね、県教育委員会が令和7年度に設置する下北地区統合校開設準備委員会へ地域の意見を届けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 2024年問題についてのご質問の1点目、本市の現状認識と課題についてお答えいたします。

2024年問題とは、令和6年4月から働き方改革関連法が適用開始となり、労働時間の制限等によって発生する様々な問題の総称となります。バスやタクシー事業者の場合、1日の拘束時間が13時間以内となり、1日の休息期間を継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らないなど、自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます。

当該問題の影響は、運輸業、建設業といった様々な業種に影響を与えるものと認識しておりまして、本市におきましては、バス事業をはじめとする交通事業者の皆様へも影響があるものと考えてございます。

次に、ご質問の2点目、市民生活への影響についてであります。2024年問題によって生じる影響について市内バス事業者に確認いたしましたところ、現段階においては路線バスにつきましては減便や廃止といった予定はないと伺っております。

一方で、スクールバスなどの貸切りバスにつき

ましては、一部で減便等の影響が生じると伺っております。

次に、ご質問の3点目、本市における対策についてであります。運転手不足解消のため、二種免許費用の助成など、交通事業者の運転手確保に対する支援を検討しつつ、日常の移動手段として公共交通を使っていただくよう効率的かつ効果的な公共交通体系への見直しを図り、持続性の高い公共交通ネットワークの形成を目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） あおもり国スポ・障スポについてのご質問の1点目、大会までのスケジュール及び施設整備についてお答えいたします。

本年7月20日、日本スポーツ協会理事会は、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県とすること、その会期を令和8年10月10日から20日までの11日間とすることを決定いたしました。これに伴いまして、第25回全国障害者スポーツ大会につきましても、青森県での開催が決定されたところであります。

あすなろ国体以来49年ぶりに青森県で開催される国体、来年からは国民スポーツ大会へと名称が変わりますが、本市におきましてはローイング、バスケットボール成年女子、セーリング、フェンシングの4つの競技と、デモンストレーションスポーツとしてフライングディスク、そして全国障害者スポーツ大会では、知的障がい者の方が参加できるバスケットボール競技を実施いたします。

大会開催の正式決定を受けまして、本市におきましては本年9月13日に競技団体や関係機関、団体等で構成する準備委員会を、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会へと組織改編し、準備を進めているところであります。

今後は、実行委員会及び調査審議機関として、

実行委員会内に設置する各専門委員会において、各分野における基本計画や各種対策要項等を検討、策定し、令和7年のリハーサル大会、令和8年の本大会の開催に向けた取組を推進してまいります。

本市で行われる正式競技の会場につきましては、バスケットボール競技とフェンシング競技がむつマエダアリーナにて、ローイング競技については海上自衛隊大湊基地内に特設会場を設定して、セーリング競技については大平マリーナ及び周辺施設において実施いたします。

各競技の施設整備に当たりましては、競技団体や青森県と連携し、準備を進めているところでありますが、今後は令和6年度に競技会場の実施設計を行い、令和7年度にリハーサル大会、令和8年度に本大会のそれぞれ会場設営及び撤去業務を実施することとしております。

今後も施設整備に万全を期し、選手の皆様が最高のパフォーマンスを発揮できるよう環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた誰にでも分かりやすい案内表示や、多目的トイレを仮設で設置するなど、両大会にふさわしい会場づくりに取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目、選手及び関係者の受入体制についてお答えいたします。本年10月に開催されましたかごしま国体では、選手、関係者及び一般観覧者も含めて約60万人が鹿児島県を訪れておりまして、本県においても同規模程度の来場者数が見込まれるところであります。

本市開催競技の選手、監督、競技役員数は、ローイング競技が1,025名、バスケットボール競技成年女子が275名、セーリング競技が890名、フェンシング競技が450名、合計2,640名となり、これらの方々の宿泊想定人数は延べ1万2,500名程度となる見込みでありまして、その受入体制を整えることが円滑な大会運営のために非常に重要であ

ります。

このことから、大会の開催日程につきましては、主会期である令和8年10月10日から20日までのうち、その前半にフェンシング競技、後半にバスケットボール競技成年女子をそれぞれ開催いたします。また、主会期前の9月3日から13日までを会期前開催期間として、その前半にセーリング競技、後半にローイング競技を開催することとしており、大会会期を分けることで、来場者の分散を図ることとしております。

大会関係者の宿泊施設につきましては、市内はもとより近隣町村も含む広域配宿を計画しておりまして、今後宿泊事業者や交通事業者、配宿センターを設置運営する青森県と連携し、宿泊施設の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、2024年問題についてであります。1点目の当市の現状認識と課題についてと2点目の市民生活の影響について、合わせた形での再質問となります。

ただいまご答弁をいただいた影響というのは、本当にごく一部であるというふうに認識しております。壇上でも述べましたとおり、雪国でもある当市の立地条件等を踏まえましても、特に除雪においてはこの問題が懸念されますが、災害の復旧、復興事業においては、上限規制が適用されないということになっております。除雪については、どのような判断基準で災害と認定されるのか、まずはその判断基準についてお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

市が実施する道路除排雪作業につきましては、例外規定である労働基準法第33条、災害等による

臨時の必要がある場合の時間外労働等の許可基準の一つであります雪害に当たります。このことから、当市と除排雪契約を結んでおります事業者が必要な届出を行うことで、労働の上限規制は適用されないため、道路除排雪業務への影響はないものと考えております。

なお、この例外規定につきましては、労働基準監督署に確認し、今年度の除排雪業務委託契約の説明会で事業者さんのほうに周知したところでございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 除雪については例外であるということで、これまでどおりの除雪が可能ということでありましたけれども、今市民生活への影響ということで一番市内で問題になっていることは、やはり高等学校のスクールバスが減便になる可能性があるということでもあります。

このことについて、現状市ではどのようにこの状況を把握し、併せて問題解決に向けて検討されていることがありましたらお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

市内バス事業者様からは、脇野沢地区から川内地区を経由して運行しております高校生向けスクールバスが令和6年度より川内地区を発着とする運行へと縮小し、また部活動終了後の夜の、これは第2便です、こちらの運行が廃止になるというふうに伺っております。

高等学校への通学問題につきましては、高等学校の設置者であります青森県が取り組むべき課題であると認識しており、青森県に通学問題に対する支援を求めてまいりたいと存じます。

その上で、市といたしましてバス事業者の運転手確保に対する支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 昨日の一般質問で野中議員も高等学校の通学バスについて触れられておりました。確かに設置者は青森県でありますけれども、学校に通っている生徒の大半はむつ市の子供たちで、バスの運行に関しては市内の事業者が担っているというというのが現状です。青森県が取り組むべき課題であるというのは重々承知しておりますけれども、このままでは4月以降、部活終了後の便に関しては減便になるというふうに思います。

改めまして市長に伺いますが、このままだと西通り地区、脇野沢、川内地区の生徒については部活ができない状態に陥ります。具体的にどのような今後県に求めていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） スクールバスの現状につきましては、丁寧にご説明を申し上げたいと思います。

まず、市が青森県に対してこれまでスクールバスへの支援を求めてきたのは、川内高等学校、大畑高等学校が統合され、それぞれ市内の田名部、大湊、むつ工業高等学校までの費用面に対する支援を求めてまいりました。その過程の中で、県では下宿や通学に係る支援として、下宿は月2万円、通学は月1万円の高等学校奨学金通学費等返還免除制度を創設していることで今に至っております。

加えて、県への要望という観点では、11月6日に行われました知事と市町村長との意見交換会におきまして、下北5市町村長及び議長で構成されます下北総合開発期成同盟会で出席いたしましたので、その場でむつ市からのご意見として、岡崎副議長から高等学校に係る通学補助や県営スクールバスの運行を県に求めてございます。

また加えて、ここに来て、先ほど企画政策部長から答弁いたしましたとおり、2024年問題やドラ

イバー不足によってスクールバスを減便せざるを得ないフェーズに入ってきたと、そういう認識を持っております。今までは費用面に対する支援を県に対して求めておりましたけれども、今スクールバスが問題になっているのは、減便に対する支援をしていかなければならないと理解しております。

当市といたしましては、県営スクールバスを求めると同時に、当市の施策として、バス事業者の運転手確保に対する支援、具体的には先ほど企画政策部長からも説明ありましたが、令和6年度から二種免許の費用の助成を現在検討しているところでございます。これはバス運転手の確保の支援という意味で、そういった支援を検討しておりますので、いずれにいたしましても、富岡議員おっしゃるとおり、市でも困っている高校生、保護者に何かできることがないか、関係部局丸丸となって今取り組んでいる状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。新年度までまだ4か月ほどありますので、生徒がひとしく部活に取り組めるよう、鋭意検討をお願いいたします。

次に、3点目の当市における対策についてであります。極論からいって、ドライバーが増えなければ、なかなか解決が難しい問題だなと理解しております。

私も二種免許の助成が今の考え得る一番の対策だと思っておりますので、それをちょっと提案しようと思いましたが、先ほどの市長の答弁で分かりましたので、ここについての再質問はありません。

続きまして、あおもり国スポ・障スポについての1点目、大会までのスケジュール及び施設整備についてであります。ローイング競技が海上自

衛隊の大湊基地内に特設会場を設置するというところでありますが、報道等によりますと、来年度以降、海上自衛隊の大湊基地内での浚渫工事が行われる予定であります。この浚渫につきましては、市、そして市議会において長年にわたり要望を重ねてきた重要な案件でございます。今のスケジュールでいくと、国スポの整備と浚渫の工事と重なる部分が非常に気にかかりますが、双方に影響が出ないのか。その辺りの現段階での見直しをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） お答えいたします。

浚渫工事についてでありますけれども、本年3月、青森県、そして青森県ボート協会同席の下で、大湊地方総監部を訪れまして、競技について協議をしたというところでございます。

浚渫工事に関しましては、実際に工事を行う場合は大会期間に配慮するとのお話をいただいております。現状大会への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、2点目の選手及び関係者の受入体制についてであります。会期を分散させて実施するというものでありましたが、宿泊者の想定は合計で約1万2,500人ということで、現状むつ市は宿が取れないと言われている状況を鑑みましても、本当に必要数を確保できるのかと懸念される部分はあります。特に障スポの開催に当たっては、選手の宿泊、そして移動におきましては、障がいの特性に応じたきめ細かな対応が必要だと思っておりますが、この点について当市の対応策を改めてお聞きいたします。

また、受入体制で重要な部分は、この国スポ・障スポを機会にむつ市の魅力をどう発信するかということだと思っておりますが、市としてどのようなお

もてなしでもって選手を迎え入れる計画であるか、その点について併せてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 障スポの選手の宿泊や移動についてのご答弁は、担当部長から答弁させていただきますけれども、どのようなおもてなしで選手を迎えるかにつきましては、大会会場や宿泊施設をはじめとする市内各施設、主要公共交通機関などに歓迎の装飾やのぼり旗を設置しまして、来場者をお出迎えするほか、会場受付の際には、大会プログラムに併せて市の観光パンフレット、また当市オリジナルの記念品の配布を計画しているところでございます。

また、大会関係者へのあっせんのお弁当として、むつ市産品を活用したオリジナルメニューの弁当を製作し、むつ市のうまいを味わっていただくことも検討しているところでございます。

さらに、令和6年度に開催されます第14回日本ジオパーク全国大会下北大会で培われるおもてなしのノウハウが下北ジオパークのレガシーとなつて、そのレガシーを国スポ・障スポに引き継ぎ、当市を訪れる皆様が再びむつ市を訪れたいと思っただけのような大会になるよう、開催準備に取り組んでまいります。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（齊藤洋一） 全国障害者スポーツ大会の運営、これにつきましては、実施主体は青森県実行委員会ということになりますが、市といたしましても県、関係団体と連携いたしまして、大会の円滑な運営に協力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 今回あおもり国スポについて一般質問を行うのに当たりまして、昭和52年のあすなろ国体についていろいろと調べていましたところ、当時当市ではどんなおもてなしで選手を迎

え入れたかという当時の新聞記事を発見することができました。少しご紹介させていただきます。

夕闇に囲まれた大湊湾に6台のネブタが色も鮮やかに浮かび上がった。ボート競技の会場となったむつ市大湊では、ネブタの海上運行が行われ、国体歓迎ムードは最高潮ということでありました。

私は、まさにこれだというふうの記事を見て思いました。会場地であります大湊地区の魅力についても視野に入れつつ、選手団へのおもてなしをぜひ検討いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、3点目の本市としてどのようなレガシーを残す大会を目指すかについてであります。詳しいところにつきましてはこれからとなるようであります。目に見える形で後世に残していくという部分も重要であると思っております。これから施設整備をしていく部分につきましては、基本的に仮設で、終了後は撤去されるという認識でありますけれども、大会終了後においても、引き続き市民が利活用できる施設等は残るのか、その点についてお伺いたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 昭和52年のあすなろ国体のレガシーといいたいでしょうか、おもてなし、ネブタの海上運行という話がありましたけれども、本当にいいアイデアだなと思っておりますし、それとちょっと重ねて、MGFの際に大湊ネブタの町内会の皆さんに町内会のネブタの運行体験というのをさせていただきましたけれども、本当に海上にこだわることなく、選手の皆さんがネブタを引っ張る機会というのではないと思っておりますので、路上も含めておもてなしについて検討してまいりたいと思っております。

その上で、大会終了後の引き続き市民の利用できる施設があるかにつきましては、施設の整備などハード面におけるレガシーとしてセーリング競

技の艇置場所、漕艇の船を置く場所として、むつマエダアリーナ南側の市有地を整備することとしておりまして、約340艇の競技艇を置くスペースとして、令和6年度に工事を実施する予定でございます。大会終了後は駐車場として、むつマエダアリーナや、しもきた克雪ドームでの大規模イベントなどで活用できるものと考えてございます。

また、令和2年度に竣工いたしましたむつマエダアリーナでありますけれども、計画時から国民スポーツ大会の競技会場としての利用を見込んだ施設となっております。当該施設につきましても大会のレガシーと言えるものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 大会まであと3年ほどありますので、ハード面につきましては、今お伺いいたしましたけれども、ソフト面につきましてもどのようなレガシーを残していくか。それがどのように当市のスポーツ振興に資するかなどを勘案しながら、各競技団体とも連携しながら検討を重ねていただきたいと思っておりますので、こちらにつきましてもよろしくお願いたします。

次に、県立高校教育改革の1点目、これまでの県立高校教育改革に対する市長の見解についてであります。先ほどの答弁でも今後の人口減少についても触れられておりましたけれども、今後の人口減少を前提としますと、10年後さらに学級数が減りまして、1校に統合となる可能性もあるというふうに思います。

これを踏まえて、今回の校舎の建設や学科の編成についても議論を進めるべきではないかというふうに考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 市が独自に設置いたしました検討委員会では、委員の皆様とともに人口減少に

対する共通認識を持って、子供たちにとって魅力ある学校づくりについて議論を進めてまいります。

また、県教育委員会では2028年以降に向け、魅力ある県立高校の在り方を考える青森県立高等学校魅力づくり検討会議を設置し、学校、学科の充実、学校配置について協議されておりますので、その議論を注視しながら、引き続き下北地区統合校における教育内容の充実や校舎建設等についての検討をしてまいります。

また、県のほうでは令和7年度に開設準備委員会、令和8年度に開設準備室、いずれにしてもそういったものが県の主体で開催されることになっております。現在私どもで行っております検討委員会ということではなくて、県で主体的に検討いただく場所の前倒しをお願いしている段階にございますので、私たちは私たち独自で市内の子供たちが魅力ある学校づくりに向けて議論しておりますけれども、その点につきましては今後の学科、校舎の建設に向けて、県主体の委員会を早急に立ち上げていただきたい。そういう思いを私たちも届けてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、2点目の立地自治体として下北地区統合校のビジョンをどのように考えているかについてであります。現状児童・生徒や保護者から見て、統合校について大湊高等学校とむつ工業高等学校が合体するというざっくりとした、そういうようなイメージしかつかめていないところを伺う場面があります。

現計画におきまして、工業系2学科と総合学科が統合された学校が実際にどのような学校となるのか。全国的な例を含めた形でお知らせいただければというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

検討委員会にオブザーバーとしてご出席いただいております県教育委員会からは、統合校の目指す姿は生徒一人一人の興味や関心に応じた多様な学習を通じて広範な知識や視野を身につけさせる高校であり、生徒の進路希望を実現することを目標とするとの説明をいただいております。

学科につきましては、第2期実施計画において、統合校の学科は総合学科3学級、工業科は機械科と電気・エネルギー科の2学級となっておりますが、総合学科の系列につきましては、現在の大湊高等学校の系列を基本としながらも、開設準備委員会の意見も考慮する、選択科目については今後決定していくとの説明をいただいております。

また、総合学科と工業科の統合例として、徳島県の徳島県立阿南光高等学校の取組の紹介がありまして、統合は融合ではなく、それぞれの学科の特徴を持ちながら共存を図る必要があるといった説明もございました。

今後は、検討委員会において、さらなる検討を重ね、地域の声を県教育委員会に届けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ぜひこのような形で、市としても様々な媒体等を利用して、今後の高校進学を控える児童・生徒や保護者に対しましても、分かりやすい説明や情報発信をお願いしたいというふうに思います。

次に、立地自治体としてということで、もう一点お聞きしたいと思っております。校舎の建設に伴う諸課題についてであります。現在のグラウンドに新校舎を建設することとなっております。新たにグラウンドが整備されるまでの間は、体育や部活動はどのような計画で行うのか。その中で運動公園、アリーナ等、優先的に貸し出すなど、立地自

治体としての支援はどのように考えているのかお伺いいたします。

あわせて、校舎の建設に伴います事業費についてもお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

検討委員会は、これまでに2回開催されておりますけれども、第2回検討委員会におきまして、オブザーバーとしてご参加いただいております県教育委員会から、体育や部活動でグラウンドを使用する際の代替案として、近隣の運動施設や市の施設の活用を検討する必要があるというような発言がございました。市といたしましては、生徒に不利益が生じることのないよう、市の施設の利用につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

もう一点、校舎の建築に係る費用ということでございますけれども、下北地区統合校校舎建築基本計画、これは県が策定したものでございますけれども、こちらによりますと校舎建築工事に50億円程度、既存校舎の解体工事に4億円程度、さらに屋外環境整備工事、こちらに2億円程度の計56億円程度ということで、こちらは第1回の検討委員会のほうで県のほうから説明があったところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、3点目のむつ市独自の検討委員会の進捗と今後の見通しについてお伺いいたしますが、検討委員会の委員となっている阿部教育長にお伺いいたします。

この検討委員会の中で教育長は、この会議で質問したこと、意見を述べさせていただいたことはどのような形で準備委員会に反映されるシステムになっているかというような趣旨のご発言をされております。

これまでの経緯を踏まえますと、私も率直にそのように思いますが、地域の意見については実際にどのように反映させることになっているのか。

あわせて、委員として思ったこと、感じたこと等についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

まず、検討委員会に対する県教育委員会の対応について申し上げます。市が独自に設置した検討委員会に対し、高等学校教育改革推進室並びに学校施設課、この2課から課長以下ほとんどの職員が来市してオブザーバーとして参加していただいております。これは通例にない厚い対応であり、下北地区統合校に対し、県教育委員会が重視している姿勢を強く感ずるところであります。

ご質問の設計への反映につきましては、検討会議の席上、事務局から市議会の議場の場で発言をいただきました市議会議員のご要望であるとか、あるいは保護者並びに市産業界の代表の方々の意見をしっかりと伝えることができいております。そして、こうした意見は、県教育長並びに教育委員の方々にも確実に伝えられることとなっており、今後統合校のあるべき姿について前向きな議論が重ねられ、それが県教育委員会に的確に伝えられるものと考えております。

今後も議員がおっしゃったように、長期的な視野に立ち、地域の子供たちの可能性が最大限発揮できる、そうした施設設備を可能とする設計となるよう、しっかりと強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 次に、むつ市独自の検討委員会と申しますか、むつ市の役割といたしまして、大湊高等学校の跡地について、野球場はまだまだ使えますし、そのような点を踏まえまして、どのように今後のまちづくりに生かしていくかの検討

も必要と考えております。

その点について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

大湊高等学校校舎の利活用につきましては、県の方針も確認しながらということになりますけれども、検討委員会においても案件の一つとして検討してまいりたいと考えております。

また、市といたしましても、検討委員会の皆様のご意見を伺いながら校舎の利活用について検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 統合すると、現在の大湊高等学校の所在する桜木町地区周辺からは数百人規模の人口がいなくなるということになります。建物や跡地の利用については、県と市町村が連携して取り組むことということになっておりますので、ぜひこの大湊地区のまちづくりの位置づけも視野に入れながら検討を重ねていただくことをお願い申し上げます。

最後に、12月定例会ですので、今年を少し振り返って終わりたいと思います。今年の今日、地元紙である東奥日報の紙面に私の一般質問が取り上げられました。それは、今年行われた知事選についてであります。当時の宮下宗一郎市長、現在の知事に対しまして一般質問で知事選出馬を促しました。そのとき私は知事選について頭の片隅にいかと前市長に尋ねたら、片隅にはないと答弁でありました。よくよくそのことを振り返ってみますと、確かに片隅ではなく、ど真ん中にあったのだと改めて発言の奥深さを今かみしめております。

議会の一般質問も、その場の限りで検証されなかつたり、実現できないことも多いというふうに思っております。ただ、まさに今年の今日の記事になった質問は、本当に実現してしまいました。

宮下宗一郎市長から宮下宗一郎知事への流れは、この一般質問が契機と言ってもいいのではないかとこのように思っております。

市長をはじめ、理事者の皆様におかれましては、この一般質問のやり取りも含めて全てを大事にさせていただきまして、新しい時代の流れをつくるきっかけとしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（富岡幸夫） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） ただいま富岡議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。

今年10月1日執行のむつ市議会議員一般選挙におきまして、6期目当選を果たさせていただきました。今改選の結果、むつ市は1期、2期当選議員が10名となり、定員の約半数を占めるに至り、随分若返りました。また、12期連続当選の超ベテラン議員も健在で、老壮青バランスの取れた議会構成となっております。富岡幸夫議長、岡崎健吾副議長の下、結集し、山本市政に対し、是は是、非は非ながら、行政と議会が車の両輪となって市政発展に努め、市民に対する責務を全うしなければ

ばなりません。

さて、昨今パレスチナ自治区ガザに対するイスラエル軍の侵攻が大きくニュースで取り上げられ、無辜の一般市民の貴い命が奪われているさまを見せつけられております。

日本は島国という地理的条件下、神代の昔から同一民族が相和し、今日の日本という国を築き上げてきたことを思えば、異民族間の確執で多くの血が流れることは理解し難いところであります。しかしながら、平和は無償ではあがなえません。これが世界の現実であります。

紀元前から世界を流浪し、第2次世界大戦下、ナチスドイツによるホロコーストを経験したユダヤ民族が、最後の安住の地と定め建国したイスラエルという国にかける決意、思いは想像に難くありません。イスラエル、ユダヤの民は最後まで戦い抜くでしょう。

戦後78年、極東アジアもきな臭くなりました。北朝鮮、中国の動向等を対岸の火事と望見する日本人の平和ぼけも、そろそろ目覚めるときが来ております。自らを守る気力に欠ける国を誰が守ってくれるのでしょうか。しっかりとした理念の下、国民総意による盤石な集団安全保障体制を築くことこそ、今の日本人が真剣に考える課題であると考えます。

今日この場は、改選後初の登壇であり、一般質問を前に日頃感ずる所信の一端を述べさせていただきました。浅利竹二郎、よわい80、まだまだはな垂れ小僧、気合を入れ、今後4年間の議員活動も、市民皆様の手となり足となってご期待に背かぬよう精いっぱい頑張る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従い、喫緊の課題3項目8点についてお伺いいたします。

質問の1点目は、地域公共交通についてであります。人口が加速度的に減少、2024年問題とも相

まって、物流に携わるトラックの運転手、地域公共交通のバス、タクシー等に携わる運転手不足が社会生活に大きな支障、不安に陥れていることはマスコミ等をにぎわし、国会でも議論になっているところであります。現実に地域公共交通にどのような不具合が生じているのか、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、むつ市内のタクシー業界の現状についてであります。大湊地区随一のタクシー会社が倒産してから、緊急の所用に応じた対応にそごが見られるようになり、やむを得ず救急車を要請した話も漏れ聞こえております。

また、深夜営業不対応、夜の12時以降に対応していない会社もあり、大湊地区の飲食業等の景気低迷の一因ともなっているようです。

これらを含め、むつ市内のタクシー業界の現状についてお伺いいたします。

2点目は、ライドシェア論議の背景についてであります。個人が自家用車を使って有料で乗客を運ぶライドシェアの解禁について、国会での論議が開始されております。人口減少、高齢者の伸長等に伴うタクシー業界の運転手不足が要因と思われれますが、このことも遠因か、現在の交通体系では市民の要請に十分対応できておらず、むつ市内でも必要性を望む声が高いのが実情であります。

今なぜ国会等でライドシェア論議が展開されているのか、その背景と、むつ市としてどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

3点目は、ライドシェア導入の問題点についてであります。ライドシェアは、二種免許を持たなくても、個人が有料で客を運ぶことができるとされているようです。白タクは違法行為ですが、それが一定の条件の下であれば容認されるのでしょうか。現状の法体制、道交法等でどのような問題点があるのかお伺いいたします。

質問の2項目めは、陸奥湾内漁業の現状について

てであります。1点目として、海水温上昇がホタテ養殖を含む陸奥湾内漁業へ及ぼした影響についてお伺いいたします。

地球温暖化対策を話し合うCOP28が先月30日からアラブ首長国連邦で開催されております。全世界的に深刻さを増す気候変動が人類を苦しめ、マスコミは地球沸騰の表現で、今夏を史上類を見ない猛暑と言いつけております。記録的な猛暑となった今年の夏ですが、青森県陸奥湾の海水温も例年の平均を大きく上回り、30度を超える日もあったようであります。

このような自然環境下、陸奥湾内の主要産業であるホタテ養殖、特にホタテ稚貝及び成貝の現状はどうなっているか。また、今後海水温上昇や冷温海水になった場合の対応等についてお伺いいたします。

2点目として、中国の禁輸措置等の影響についてお伺いいたします。今年8月24日に東京電力福島第一原発の処理水が放出されてから約3か月、中国の禁輸措置が続いていますが、そのことで陸奥湾内漁業にどの程度の影響を及ぼしているのでしょうか。

陸奥湾内ホタテは、北海道に次ぐ水揚げを誇っております。北海道産の主要販路は中国に偏っているやに聞いていますが、禁輸措置が長引けば国内に方向転換し、青森県産ホタテと競合し、漁師の生活に大きく影響してくるとのことです。今夏の高水温の影響と相まって、中国の禁輸措置等の影響が具体的にどのような形で現れているのか。さらに、その対抗策として、国内外販路の開拓をどのように進めているのかお伺いいたします。

3点目として、漁業関係者への支援についてお伺いいたします。国・県及び市としても、今夏の海水温上昇によるホタテ養殖事業及び中国禁輸の影響に対する補償支援を検討しているようであり

ますが、具体的にどのような支援を考えられておられるのでしょうか。

また、加工業者やその他の魚種等への支援体制はどうなっているのかも併せてお伺いいたします。

質問の3項目めは、熊の生態系についてであります。1点目は、むつ市内での熊の出没の実態についてお伺いいたします。今年は全国的に熊の出没がうわさされ、里山はもちろんのこと、町なかにおいても頻繁に目撃されるようになりました。里山とは、自然と人間の共生が見られる地域と定義されております。もともと熊のテリトリーに人間が進出しているのでありますから、目撃されても不思議はないのですが、害獣の範疇に属している熊は危険の上なく、人間を脅かす存在であることに違いありません。

そこで、市内出没件数及び被害の実態について並びに熊出没時の対応についてお伺いいたします。

2点目は、熊の出没が取り沙汰されている自然界の環境変化についてお伺いいたします。なぜ今年熊が頻繁に人里に出没し、目撃されるようになったのか、その原因、要因等について、熊の生息数、自然界に何らかの変調が見られるのかお聞きいたします。

また、暖冬の場合、熊は冬眠の時期を失するかもしれません。その場合、冬季でも人里に徘徊する可能性があるのかどうかお伺いいたします。

以上、3項目8点についてお伺いいたしました。これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域公共交通についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

す。

次に、陸奥湾内漁業の現状についてのご質問の1点目、海水温上昇がホタテ養殖を含む陸奥湾内漁業へ及ぼした影響についてお答えいたします。今夏の陸奥湾は、ホタテの生育に影響を与える高水温が長期間続きました。陸奥湾でホタテを養殖するむつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協においては、漁業者の養殖施設によっても異なるが、稚貝、2年貝とも半数程度がへい死し、来年出荷するホタテの激減は避けられないと厳しい見通しであることを各漁協の組合長から伺っております。

このような異常値を記録する夏季の海水温上昇や冬季の冷温海水は過去にも発生しておりますが、青森県産業技術センター水産総合研究所等の試験研究機関が異常を予測した際には、養殖管理の注意を促しておりますので、漁業者の皆様はその情報を基に対応している状況にあります。

次に、ご質問の2点目の中国の禁輸措置等の影響及び3点目の漁業関係者への支援につきましては、関連がありますので、一括で答弁させていただきます。

まず、中国の禁輸措置の影響についてですが、禁輸によって中国へ輸出していた北海道産のホタテが日本国内に出回るようになったことから、これまで国内向けが中心となっていた青森県産のベビーホタテの取引が激減し、在庫を抱えたホタテ加工事業者が危機的な状況となっております。

市といたしましては、ベビーホタテ加工品滞留の対策が急務であると判断し、首都圏大手スーパーの協力による1都14県130店舗での販売、姉妹都市会津若松市ゆかりの自治体や議会の皆様の購入協力依頼、ユーチューブによるホタテ消費拡大動画配信を実施したほか、今定例会に補正予算として提案させていただいた冷凍ベビーホタテ消費

拡大対策学校給食活用事業、むつ市好吃的扇貝！台湾プロモーション推進事業により、加工品の消費拡大を図りたいと考えております。

また、中国への輸出割合が高いナマコについても影響があり、10月のナマコ漁については買手がつかないとして、青森県内の全漁協が操業を自粛したほか、11月に入ってから開始したナマコ漁においては販売価格が下落していると聞き及んでおります。

販売単価下落等の風評被害については、原因者である東京電力株式会社が適切に賠償することとなり、請求手続を行っている漁協があることも聞き及んでおります。

なお、その他の魚種につきましては、魚価の下落がないことを市内の5漁協組合長から伺っております。

次に、陸奥湾の高水温によるホタテのへい死対策であります。ホタテのへい死により漁業者の皆様が収入が減るため、1月から開始となるホタテガイ特定養殖共済掛金の助成を本年度の当初予算での5%から30%へ上積みする支援を行いたいと考え、今定例会へ所要の予算を提案させていただいております。

さらには、現在県、漁業団体及び当市をはじめとした陸奥湾沿岸市町村が一致団結し、来春産卵する親貝を確保するための基金造成を準備しているほか、漁業者の皆様が資金の融資を受ける際の利子補給について検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、熊の生態系についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 地域公共交通についてのご質問の1点目、市内のタクシー業界の現状についてお答えいたします。

現在市内を運行するタクシー事業者は、合計7

事業者、タクシー車両台数は大型車や普通車などを合わせまして合計78台、運転手の数は93人となっております。

また、働き方改革や運転手不足といった要因から、現在市内を運行するタクシー事業者の中で深夜帯の時間を含めた24時間営業で運行している事業者は2事業者となっております。

次に、ご質問の2点目、ライドシェア議論の背景について及びご質問の3点目、ライドシェア導入の問題点については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

国会等でのライドシェア議論の背景につきましては、報道等によりますと菅義偉前総理大臣が本年8月頃に地方講演の中でインバウンドの急増で、空港などにタクシーを待つ長蛇の列ができていくことについての問いに、ライドシェア解禁について言及され、さらには岸田文雄総理大臣が同年10月の臨時国会の所信表明演説において、地域交通の担い手不足や移動の足不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでいくことを表明したことが近年国内でのライドシェア議論が加速しているきっかけであると認識しております。

ライドシェアとは、一般的に自家用自動車の所有者と自動車に乗りたい人を結びつける移動手段であります。このところ国内で話題となっているライドシェアの手法は、スマートフォンアプリなどのプラットフォームを活用することにより、一般のドライバーが自家用自動車を用いて利用者とマッチングし、有償の運送サービスを提供する手法であり、海外で提供されているサービスであります。

なお、この手法は、道路運送法第78条の規定によりまして、原則として自家用自動車を有償で運送の用に供してはならないとされているため、国内では法令によって禁止されており、このこと

について現在国において規制緩和の検討などがされているものと認識しております。

当市といたしましては、国の動向を見据え、ライドシェアが制度化された場合においては、既存の交通事業者との連携も含めまして調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 熊の生態系についてのご質問の1点目、市内での熊出没の実態についてお答えいたします。

まず、市内における出没件数といたしましては、青森県自然保護課の取りまとめによるツキノワグマの目撃件数となりますが、直近5年間の4月から10月までの件数は、令和元年度が89件、令和2年度が76件、令和3年度が51件、令和4年度が26件、令和5年度が80件となっております。昨年度が少なかったため、前年度比では増加しておりますが、直近5年間で見ますとほぼ横ばいとなっております。

被害実態といたしましては、農作物等の食害件数は令和元年度が1件、令和2年度が33件、令和3年度が12件、令和4年度が2件、令和5年度が5件となっており、人的被害件数につきましては、令和2年度及び令和5年度にそれぞれ1件となっております。

また、人への危害のおそれのある市街地等におけるツキノワグマの出没の対応は、警察が初動することとなり、市にツキノワグマの目撃情報が入った場合には直ちにむつ警察署等へ情報を共有しており、警察から市民の皆様への周知依頼があった場合には速やかに様々な広報ツールを用いて情報発信するなど、連携を密にして対応しております。

次に、ご質問の2点目、熊の出没が取り沙汰されている自然界の環境変化についてお答えいたし

ます。まず、ツキノワグマが人里に出没するようになった要因等につきましては、今年度のブナの結実状況が青森県を含め東北地方全体で大凶作となっておりまことから、冬眠を控えるツキノワグマにとりましては貴重な栄養源が著しく不足している状況にあると推察されております。

また、人里には家庭菜園、庭などに植えられた果樹、生ごみなど、熊の食物となるものが多く存在しており、嗅覚に優れるツキノワグマは匂いを頼りに人里に出没するのではないかと考えられております。

次に、冬季にツキノワグマが人里を徘徊する可能性につきましては、今年度の1月に当市の市街地において目撃情報がありましたことから、注意が必要であるというふうと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） いろいろご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入ります。

まず1点目は、地域公共交通についての再質問でございますが、タクシー業者等も7業者という、あとはその他いろいろご説明いただきました。

そこで、むつ市内の今タクシー業界で、運転手が93名とかという説明だったと思うのですが、それに対してお客様の需要というか、需要に対する充足率、そういうのは何%ぐらいか、もし分かったらご説明をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

それぞれのタクシー事業者が何人の運転手を必要としているかということにつきましては、市としては把握はしておりません。このため、充足率を数字として示すことは難しいのでありますけれども、いずれの事業者様も運転手が不足しているといった課題を抱えていることは事業者様のほうから伺っております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） そこで、タクシーも昔は大湊地区も2店舗ですか、ありましたけれども、最近ではゼロになりました。タクシー業界全体として低迷している要因は何となく分かるのですけれども、市はどういうふうにお考えなのでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

当市のタクシー業界につきましては、運転手の高齢化、若年者の成り手不足、また新型コロナウイルス感染症の影響等による離職、働き方改革による労働時間の制限などにより、事業者がタクシー運転手を確保することが難しくなっておりまして、そういった意味においてタクシー事業者の皆様が苦勞されているというふうにございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今全国的にタクシー業界が運転手確保の観点から、ライドシェアを行っているというケースがあります。地元タクシー会社と観光協会等で構成するNPO法人が運営する地域もあります。足腰の不自由な高齢者等が病院や買物にバス停留所までの利用ができることや、救急車を呼ぶことでもないが、深夜の緊急受診等にも活用できる地域の公共交通の補完をしていると。

仮にライドシェアが制定された場合、地域公共交通の利便性の一つとして検討の余地があると考えますけれども、再度市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ライドシェアに関しましては、日本ではこれからの制度設計ということになりますけれども、既に導入されております海外の例を

見ますと、アプリで運転手を評価する制度が導入されてございまして、不適切な運転手が排除されるなど、適切な規制の下で制度化されて利用されているものと認識してございます。

今後国内でライドシェアが制度化された場合には、既存の交通事業者との連携も含めて、本市の交通需要に適した制度かどうか調査研究してまいります。

また、市内のタクシー不足といった問題に対しましては、まずは二種免許取得支援など運転手確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますし、加えて昨日政府におきましてタクシー会社の講習を受ければ二種免許を持たない一般ドライバーもタクシー会社に雇用されることで、自家用車をタクシー営業できる、そういった規制緩和を検討しているということでございますので、ライドシェア、運転手確保及びこういった自家用車タクシーの導入も含めて、今後当地域の実情に合った制度について研究、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ライドシェア導入は、タクシー業界の民業圧迫を懸念する声もあります。さりとてタクシードライバー等の人員不足は社会現象でもあります。市民生活の利便性を考えれば、ライドシェア導入もやむを得ない。市長のいろいろ発言をお聞きしますと、何となく前向きに検討してくれるような感じですので、決断を待って前向きに検討していただきたいと要望いたします。

次は、陸奥湾内漁業の現状について再質問いたします。まず1点目ですが、ホタテの生育にむつ市管内各漁協間において、立地的条件上、被害のばらつきがあると。私もそれなりに各漁協とかで聞いているのですが、やっぱり陸奥湾内は高低差があまりないのだけれども、陸奥湾内全体として結構浅いのです。ただ、平内町とか青森市

のほうと、こっちの川内地区だとか脇野沢地区のほうとの海底の水深のあれが違うとか、いろいろ条件があるらしいのです。その差がある要因は何かということをお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

漁業者の養殖施設によってもばらつきがあるということはお伺いしております、その原因につきましては特定されているものではないのですが、類推になりますけれども、先ほどお話のあった水深ですとか、あと局地的な海流ですとか、局地的な気象の条件、あるいは養殖方法、成貝ですと養殖方法も違いますので、そういったものがあるのかなと考えております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 海水温は今年は特に高いという、何か30度以上で、お風呂のぬるま湯に入っているような、そういう海水温の状況だったようですけれども、これからもあることだと思いますので、今後海水温上昇等に対してどのような予防的措置が考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、陸奥湾につきましては青森県産業技術センター水産総合研究所が陸奥湾内に海況自動観測ブイというものを設置しております、異常になりそうだとした場合に漁業者の皆さんに注意を呼びかけております。

です、そういったブイを活用しつつ、さらに精度を高めていけないのかなということの水産総合研究所のほうにお話ししてみたりということで、漁業者の皆様がもっと適切な養殖ができるように、またへい死が起こらないような養殖ができるような環境になると考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ホタテについてはいろいろな要素もあって、漁民の方は非常にご苦労されているというお話なのですけれども、それで市とか県とか国とか、販路の拡大とかもいろいろ考えておられるようであります。

先ほどご答弁の中に、ホタテ以外は、何か他の魚種についてはあまり影響がないようなご答弁もありましたけれども、それはそれで一安心はしております。しかしながら、ホタテそのものが非常にご苦労されているということでもありますので、今現在いろいろ政策的に行われていること以外に、例えば学校給食のほかに、どういうところに支援要請等を考えているのかということをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ホタテの販路拡大ということでお答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたが、台湾でのプロモーションということで予定をしているものがありまして、台湾につきましては30年前からなのですけれども、川内中学校の姉妹校ということで交流のある陽明国民中学がございまして、交流の歴史も古い、30年もたつということで、台湾の高雄市のほうに行きまして、加工品のPRイベントを開催したいと考えております。

また、今後につきましても積極的にPRを図ってまいりまして、販路の拡大を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今議会では、私を含め6人の同僚議員がホタテに関連する質問を取り上げております。それだけ地域の問題として深刻であるということが言えます。中国禁輸の長期化や急速な地球温暖化も懸念されることから、今後とも漁業関係者への手厚い支援をよろしく願います。

ます。

次は、熊の生態系についての再質問であります。熊が出たよという注意喚起の放送が入るとき、大体、例えば大湊地区だとほぼ同じく、あちこちに熊が出るのです、1か所にずっといるわけではなくて。だから、熊がどのような行動をするのかなというような思いがありますので、ツキノワグマの行動範囲はどのくらいか、分かっていたら教えてもらいたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ツキノワグマの行動範囲ということで、こちらは環境省の資料になりますけれども、クマ類出没対応マニュアルというものに記載されておりますが、雄の熊は通常30から50平方キロメートル、まれには100平方キロメートルを超える行動範囲を持つという個体が確認されているようであります。また、雌につきましては通常10から30平方キロメートル、まれには50平方キロメートル程度の行動範囲を持つ個体が確認されているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。熊も1か所にじっとしているわけではないし、いろいろなところで、それが1頭の熊なのか、いっぱいいるのか、それで縄張があって、そのテリトリーを守って、1頭の熊がその地域でうろうろするのかという、そこら辺が我々市民としては分からないところでありまして、これからもいろんな情報があると思いますけれども、早めの情報等をよろしく願います。

それで、先ほどご説明の中で令和2年と令和5年に熊による人的被害が1件ずつありましたけれども、これはどのような状況下であったのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

どちらにつきましても、被害者の方が山菜取りで山中へ入った際にツキノワグマと遭遇したと伺っております。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） たまたま2件で、令和2年と令和5年に1人ずつということなのですが、しよっちゅう皆さん、山菜取りのシーズンになれば入るわけですよ。

それで、実際に熊に遭遇した場合はどのような対応がベターなのかというのが、もし分かったらお願いします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 答えいたします。

熊に遭遇してしまった場合の取るべき対応ということでございますが、こちらは市のホームページでもお知らせをしておりますが、まず第1段階といいますか、1つ目としましては、遠くに熊を見つけた場合ですが、こちらの場合は後ずさりしながら静かに立ち去ると。

2つ目として、熊がこちらに気づいている場合につきましては、慌てずに静かにするという事になります。

3つ目としましては、熊が近づいてきた場合につきましては、熊の動きに注意しながらゆっくり後退するという方法になります。

4つ目としましては、熊は逃げるものを追う習性がございますので、背中を見せて走ったり、また大声を上げたり、攻撃したりすることは厳禁だということになります。

そして、5つ目としまして、子熊を目撃した場合ですけれども、この場合は必ず親熊がいるということで対応していただいて、ですので子熊を見ても決して近寄ったりしないということが大事だということでございます。以上のような対策を取っていただくことで、人的被害の軽減につながるということを考えておまして、ホームページの

ほうでもお知らせしております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） いろいろ熊に遭ったときはどうするかというようなことをお聞きしたのですが、実際に遭って、今言われたことを冷静に対応できるのは、なかなかいないと思うのです。私は山の中に住んでいたものであれですけれども、はっきり言えば熊に遭うようなところに行かないと。山菜は取った人からもらうというような、そういうことで、要は危険な場所にあまり近寄らないというようなことが大事だと思います。

それで、今年ブナが大凶作だということだったのですけれども、これはどのような自然界の要因というか、何でなっているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ブナの大凶作の要因ということでございますが、ブナにつきましては開花の準備を前の年から始めるということでありまして、豊作になった場合は、その樹体内の翌年開花するための栄養分も大量に消費するという事で、豊作の翌年は開花しないこともあるということとされておりますことから、今年の大凶作の要因の一つとしては、昨年度の結実が例年よりよかったということが推測されてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 要は熊が出てくる要因は、山に餌がないと。ブナが開花しないということは実がならないということでしょうから、これはしよっちゅうあるわけですよ、これからも。さりとして人間が熊と付き合っ、いつまでもそうして生活するわけにもいかないの、やっぱりある程度有害鳥獣の駆除について、自分たちができることは対策しなければいけないと思うのですが、どのような対策を取ったらいいのか、そこら辺

をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 有害鳥獣の駆除、捕獲につきましては、原則としまして被害防止対策ができず、または被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に許可するという事になっておりますので、私たちができる対策としましては、ツキノワグマを人の生活圏へ近づけない対策がとても重要だというふうに考えております。食べ物ですとか、灯油などの匂いの強いものを家の周りとかに放置せずに取り除いたり、しっかり管理することが必要であります。

特に住宅地付近の放置されている果樹ですとか生ごみにつきましては、ほかの動物も寄せつけるということもありますし、近隣の皆様にも影響を与える可能性もありますことから、市民の皆様一人一人が注意を払っていただくことが一番の対策になるものと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 熊が今年特に全国的に騒がれておりました。それで同僚議員は、熊ではないのですけれども、猿についていろいろかわいそうだというような話も今議会で出ておりました。しかし、人間もある程度対策しないと、今の時期、では熊や猿とどっちを大事にするかということ、やっぱり生きていく人間のほうがいろいろな生活圏を脅かされるということだと、それなりの管理をしなければいけないというふうに思います。

それで、自然保護と同時に鳥獣対策の強化も必要に迫られているのではないかと私は思いますけれども、これについて特に要望しておきます。熊も大事、猿も大事だけれども、人間も大事だということで、適切な管理等をよろしく願います。

これで、むつ市議会第258回定例会の一般質問

を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

3番佐藤武議員を指名いたします。

### ◎東 健而議員

○議長（富岡幸夫） 次は、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 午後からの質問者になりました市誠クラブの東健而であります。気温も大分下がって雪が積もり、一気に冬到来と思っていましたが、また暖気になり雪が解け、再びいつもの気温に戻ったような気候になりました。寒暖の差が大きく、インフルエンザの流行が懸念されています。市民の皆様には健康に十分気をつけて、年越しと正月をお迎えいただきたいと思っております。

さて、今回会派の仲間が増え、5人になりました。これからまた、市民の負託を受けました仲間とともに市民の皆さんのために頑張りたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、むつ市議会第258回定例会に当たり、

今回は東京電力株式会社の福島第一原発のALP S処理水の放流問題と温暖化の影響で、一次産業の漁業者と関連産業の窮状が高まっていることから、そのことについて質問させていただきます。

ホタテ産業の窮状に関しては、今まで数人が質問していますので、重複するところがあるかと思いますが、質問のところどころを省くと関連性がなくなりますので、通告どおりの質問をさせていただきます。市長をはじめ理事者の皆さんには、その部分を勘案していただき、市の方向性についてどのように考えているのかを質問いたしますので、前向きな、漁業者に沿った明瞭なご答弁をお願いしておきます。それでは、質問に入ります。

通告の1項目めは、ホタテ生産等の実態についてであります。1点目といたしまして、市のホタテ生産漁業者の現状認識について。今年は、昨年よりも暑い日が続き、暑さに耐え切れなかった稚貝は全滅に近いとの漁業者の声が浜で聞かれました。また、そうでもないとの声も聞こえています。

11月16日の新聞によると、市長はむつ市漁協の船に乗り、ホタテの現状を視察したと報道されていきました。当市のホタテで生計を立てている漁業者は、むつ市漁協だけではありません。西通り地区には川内町漁協傘下の仲崎、浜町、戸沢、田野沢、高野川、桧川や宿野部、蛸崎などがあり、脇野沢村漁協の小沢、瀬野、新井田、寄浪、蛸田もあります。陸地に近いところは比較的気温が上昇し、津軽海峡に近い場所と湾中心部の公海近くの陸地から離れている深いところの海水温度は高かったり低かったり、まちまちでありました。

市では、このホタテ漁業者の現状をどのように捉え、把握しているのでしょうか。漁業を取り巻く現状認識についてお伺いいたします。

2点目、稚貝へい死の全体像の把握と漁業者支援についてであります。10月の初め頃、川内と桧

川の漁業者から話を伺い、私は陸上で作業中の現場を実際に見てきましたが、漁業者からは、ホタテと一緒に生息しているアカザラという貝だけが生きて、ホタテの稚貝は全滅に近く、ほとんどの稚貝に中身がなく、口を開いた状態になっているという話を聞きました。また、中には3割くらいが生存し、6割近くが活着している場所もあったと教えてくれた漁業者もおりました。そのようなわけで、一部の漁業者から話を聞いただけでは、へい死と生育の全体像を知ることができませんでした。私は、ホタテの生育の実態をつかめないまま、その場を後にしました。

漁業者の方々はいろいろと知恵を働かせて、ホタテを水中深く沈めて、温かい海水温から遠ざけて死滅を防ぐ対策を講じていたようですが、温かい海水が湾の中間層や海底まで入り込み、手がつけられなかったと嘆いている漁業者もおりました。年々上昇する海水温に対し、このまま温度上昇が続いていけば、先行きの見通しが立たず、ホタテ漁業は成り立たなくなるとおっしゃっている漁業者もおります。温度上昇は自然現象ですので、阻止することはできません。

このへい死について、市長は大湊沖で行われた秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査を視察し、今夏の高水温の影響で一定程度がへい死したことから、今後漁業者の支援に取り組む考えを示したと記事になっています。むつ市漁協組合員の養殖施設の3か所から今年生まれた稚貝と2022年生まれの稚貝を採取し、関係者によると、稚貝の成長を促すために行う分散作業前の稚貝は半分程度が、作業後の稚貝は約6%がへい死していたとの説明、報道がありました。

ホタテは、入替え作業後の管理が大切であります。幾ら生きていたとしても、これから死滅するかもしれません。管理がうまくいかなければ、収入の道が閉ざされてしまいます。漁業者は、寒く

なるにもかかわらず、温度や養殖施設の場所、高さを考えながら成長を支えていかなければなりません。これから冬場にかけての管理が勝負になります。へい死しないよう頑張してほしいものがあります。

また、市長は、下船後の取材に対し、漁業共済掛金への支援といった短期的な対策や、水温や酸素濃度が計測できるブイの設置などの中長期的な取組を検討しているとし、国や県と一緒にホタテ養殖が持続できるようにしたいと述べたようですが、国や県は湾内全域の広範囲にわたる漁業者を対象にしています。市独自のきめ細かな対策が必要だと思いますが、市全体のホタテの状況調査は行われたのか。各漁協全体の実態調査はどのようになっているのか。ホタテの全体像を考えた調査をしなければ、対策を講ずることができず、漁業者全体に収入の開きが生じてまいります。

また、市内の広範囲にわたる各漁協にも共済掛金の支援やブイの設置などが行われるのか。あわせて、へい死に関する各漁協からの報告などもお知らせいただきたいと思えます。

3点目、ホタテの稚貝確保についてであります。川内町では、ホタテを大きくしようとしても、途中で死んでしまうので、母貝まで大きくしている漁業者はほとんどいないようであります。そのため、漁業者は収入を多く得るために、その年の10月から11月にかけて入替え作業をする時期の稚貝を次の年の春に出荷するようにしているようであります。しかし、今年は温暖化の影響で、その売買しようとしているホタテがへい死していることから、来年の春に売るホタテがないという漁業者も出てきました。これは湾内の漁業者の多くが直面している重大問題であります。単協だけでなく、湾内の漁業者同士で稚貝の融通をしているところもあるようですが、稚貝が確保できなければ、収

入の道が絶たれてしまいます。このままだと漁業者からの税収が期待できないと思いますが、稚貝ホタテ確保の支援について、市長としてのお考えをお伺いいたします。

4点目、収入激減による漁業者への市税の減免についてであります。政府は、共済掛金の援助を考えていると言っています。県も救済に乗り出そうとしています。市でもこれを利用すると市長のコメントを見ましたが、こればかりではなく、県民税や法人住民税、事業税、固定資産税、自動車税や軽自動車税など、税の減免まで考える必要に迫られているのではないのでしょうか。市長は、この税の減免についてどのようにお考えでしょうか。

また、このほかにも救済対策についてお考えがあれば、お示しいただきたいと思えます。

2項目め、ALPS処理水の放流についてであります。当市への影響についてお伺いいたします。中国が我が国の水産物の輸入を禁止いたしました。11月19日、NHKの朝のニュースで、中国は日本産の海産物を99.9%不買していると報道しておりました。

また、その後のことではありますが、近隣諸国の中にも中国と歩調を合わせ、懸念表明が増加傾向にあります。東京電力株式会社の福島第一原発ALPS処理水の放流が日本中の漁業者やその関連産業に悪影響を及ぼしています。

当然、当市の水産業にも甚大な悪影響があると思えます。当市でも多くの漁業者の死活問題に発展するのではないかと心配ですが、当市のホタテがあるかないかにかかわらず、政府は海産物を国内で消費するよう指導しています。しかし、むつ市では多くの魚が他から入ってきていますが、他の海産物といえば、海峽サーモンやヤマメの養殖、ホタテの養殖しかありません。現実問題として、海峽サーモン以外、消費に回す海産物がない状況

にあります。

今ホタテの生産漁業者は、生き残った稚貝を養殖籠に入れてつるしてはいますが、漁業者全体で来年の春に出荷する成貝がどのくらいあるか分からない状態で、国内消費に回すホタテはありません。

昨年の暮れには、北海道産のホタテが売られているという情報を得、見に行ってみましたが、普通の成貝が1枚480円で売られていました。10枚買うと4,800円です。それに消費税がかかります。高くても正月用にと買うつもりでいた人が、それでも売ってしまったと遅くなったことを悔やんでいた人もおりました。話が脇へそれてしまいましたが、元へ戻します。

ALPS処理水の放流問題で、それがいつまで続くか分かりません。また、ホタテやナマコをアメリカや韓国、ヨーロッパ諸国に輸出しようとしています。しかし、その確実な販売ルートや販売額は価格下落から未知数であります。対策に国や県も動き出していますが、当市に取ってダブルパンチで、やがてそれがボディブローのように効いてくるような気がします。直接関係のない処理水放流による市への今後の影響と対策について、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、ホタテ貝とナマコの販路拡大対策についてであります。漁業者を救済しなければ、今後税収が見込めなくなります。収入源となっているホタテ貝とナマコの販路の縮小から、値段が大幅に下がっています。正月を近くにして、収入の確保が急がれます。輸出が滞っている現在、生育しているホタテの国内消費や付加価値対策について、またナマコや稚貝、半成貝の販路拡大について、市長はこれからの生産者への販売協力をどのように進めていこうとしているのかお伺いいたします。

次に3点目、漁業者の現状と長期補償について

であります。処理水の放流は大体30年間続いて行われると言われてはいますが、政府は共済の補償を厚くすると言っています。東京電力株式会社の補償はまだ未定のようなのですが、漁業者は一刻も早い補償を望んでいます。この政府補償はいつからなされるのか。また、補償は処理水がなくなるまで継続されると思っていいのかどうか、まだはつきりしません。

また、当市の漁業者の現状は、人口減少で高齢者が多くなり、後継者不足が懸念材料になっています。大方の漁業者は、30年も続けば養殖事業に携わる漁業者はいなくなるし、ナンセンスだと言っています。補償期間が長くなれば、安全や安心が守られるという保証がありません。いつまでその補償を受けられるか。また、物価高騰の折、それを加味した収入の確保を早急に考えるべきだと思います。

市では漁業者の現状をしっかりと把握し、早期に救済対策を講ずるべきですが、東京電力株式会社の長期補償に対し、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に4点目、ホタテ漁業者以外の水産業者の救済についてであります。当市のホタテ漁業者以外の養殖業者や鮮魚を扱う水産業者への補償について、影響を受けているのはホタテ産業の漁業者ばかりではありません。陸地で養殖を手がけている事業者もあり、仲買の二次産業や加工販売の三次産業への影響も懸念されています。補償されるべき業者は広範囲にわたっています。

当市では、これらのホタテ漁業者以外の鮮魚を扱う事業者への補償をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、3項目め、食糧難克服のための当市の将来ビジョンについてであります。過日、このままでは青森県は消滅すると発言していた宮下知事は、11月24日の夕方だったと思いますが、来年の

春から青森県の将来について考えてみたいと発言しておりました。

そこで今回は、むつ市の将来について少し提案してみたいと思います。今気候変動の定まらぬ現状に鑑み、今後の危機意識の醸成が必要に迫られています。そこで今回は、少し現実から離れた将来ビジョンについて、私見を交えながら質問させていただきます。

その1点目でございますが、栽培漁業への取組と可能性についてであります。温暖化のせいでしょうか、このまま海水温の上昇が続いていくと、将来、今までの近海の漁業は立ち行かなくなるような気がします。2019年度以降サケが激減しているという記事を読みましたが、このほかにも回遊魚のイカやサンマの不漁が数年続いています。外国では陸地での養殖をしているところも多々見られますが、我が国でも陸地で養殖をするところも見られるようになってきました。

今年の4月、私たちはサバの養殖をしている佐賀県唐津市へ視察に行つてまいりました。建屋の中の陸地の丸い水槽の中で、幼魚から成魚まで育てているところを見てまいりましたが、すばらしい経験をしてきたと考えております。今のところ初歩の段階で、費用対効果が課題となつていましたが、いずれ食糧難が喫緊の課題となつていきますので、栽培漁業は我が国全体へ波及していくことも考えられます。

また、陸奥湾では温度変化に強く、ホタテがへい死しても生育しているアカザラの付加価値をつけた養殖も考えてみる必要があると思います。カキのように耳をロープにつるし育てる漁業も画期的な栽培方法だと思います。形はグロテスクで扱いにくい面もありますが、ホタテと違い、少し硬めでおいしく、浜では時折蒸して食べられています。アカガイやフジツボ、トリガイ、アカニシなどとともに、再び生産ベースに乗せることを考え

ることも必要です。食糧難を想定した漁業の将来像と対策について、市長はビジョンをお持ちでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

2点目、遊休農地の再開発についてであります。長年の役目を終えた農地が今は荒れ放題になって、里山がなくなり、熊や猿、カモシカなどの野生動物のすみかになり、誰にも見向きもされなくなっています。いずれこの場所の再利用を考えたときに参ります。当市には見放された広大な農地があり、この土地の再開発を考えてみたらいかがでしょうか。

世界は人口が増加しています。食料はますます必要になってまいります。陸の孤島に安住せず、思い切って再開発に将来を委ね、若者たちに夢と希望と収入面での安心保証を考え、地元で定着する機会を与えて、食料増産に夢を託してみたらいかがでしょうか。保証と生きがい、働きがいを与えれば、若者たちは定着すると思います。生成AIの出現で、これから何が必要になるか分かりません。必要がなくなったものを必要に変える構想が必要です。安住に甘んじていては、下北半島はますます中央からかけ離れ、後れを取ります。

難局の今、当市の将来ビジョンを考えるとときと思います。農地の再開発に夢をつないでいかかでしょうか。対する市長の思いをお伺いいたします。

3点目、食料生産の基地化についてであります。川内町に適所があります。仲崎地区の脇野沢川にある海水のたまっている場所ですが、利用価値がなく、そのままになっています。隣に県で整備した公園があります。海洋保全行政との調整が難点であると思いますが、そうとばかり言うてはいられません。とんでもない発想のようですが、そこを埋め立て、陸地にして、食料の生産拠点にしたらと思つています。食料生産の基地化への思いをお持ちかどうか、市長にお伺いいたします。

それでは、これで壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、ホタテ生産等の実態についてのご質問の1点目から4点目までにつきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

陸奥湾のホタテ養殖につきましては、約50年前からむつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協において営まれ、各漁協における令和4年のホタテ養殖に関する経営体数、生産金額、漁協全体の生産金額に占める割合は、むつ市漁協が37経営体、約3億4,000万円で6割、川内町漁協が45経営体、約4億2,000万円で4割及び脇野沢村漁協が28経営体、約2億8,000万円で4割であり、3漁協とも最も重要で主要な漁業種類であり、市の経済を支える大きな産業であると認識しております。

この大切な産業が、燃油、資材等の物価高騰、高水温によるへい死、ALPS処理水海洋放出による風評被害の真ただ中にありますことから、あらゆる策を総動員して守り、未来につないでいく覚悟であります。

まず、高水温被害の状況につきましては、秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査に同行して、ホタテのへい死を直接確認しておりますし、3漁協の組合長との意見交換も行っており、稚貝、2年貝とも半数程度がへい死し、来年出荷するホタテの激減は避けられないことを伺っております。

市といたしましては、ホタテガイのへい死は、ホタテ養殖漁業者の収入を直撃することから、金銭負担軽減策が漁業者の皆様の支援につながると考えており、来年1月が更新時期であり、掛金支払いが発生するホタテガイ特定養殖共済の掛金助成について、本年度の当初予算で計上している掛金の5%助成から30%助成へ増やすため、所要の

経費を今定例会にお諮りしているところであります。ホタテガイ特定養殖共済は3漁協の全ての経営体が加入しているもので、生産金額の減少に応じて補填される制度でありますことから、負担軽減と併せて経営の持続化と安定化が図られると考えております。

次に、ホタテの稚貝の確保であります。3漁協の組合長によると、これまでは陸奥湾内の漁業者間で融通し合ってきたが、今回は生存している稚貝が少ないため、組合内での融通もおぼつかないのではないかと述べておりました。

陸奥湾のホタテ養殖を守るためには、来年の稚貝確保も重要でありますので、来春産卵する親貝の出荷を抑制し、産卵後に出荷する際の損失を補填するための基金造成を県だけではなく、むつ湾漁業振興会及びむつ市等の沿岸市町村と県が一丸となって進めているところであります。

次に、収入激減の場合の市税減免についてであります。当市においては国が災害救助法に適用する等極めて大きな災害の発生により、その被災者の収入が著しく減少した場合には、特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例に基づき、被災者の市民税、国民健康保険税、介護保険料等の税負担を軽減することとしておりますので、今後被害の実態が判明し、本条例に該当する場合は、速やかに減免の手続きをご案内してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ALPS処理水の放流についてのご質問の1点目、当市への影響及び2点目のホタテ貝とナマコの販路拡大対策についてであります。市では中国がALPS処理水海洋放出を理由とした日本産水産物の輸入停止を行うとの情報を知り、中国への輸出実績の多いホタテやナマコへの影響を懸念しておりました。

このため、まずは9月に市内のホタテ加工事業

者を対象としたアンケートを実施し、取引への影響があることを把握したことから、10月初旬に事業者の皆様と意見交換会を開催し、被害の影響の実態を伺ったところであります。

大きな影響としては、中国輸出用の北海道産ホタテが日本国内に出回ったため、国内マーケット向けの青森県産冷凍ベビーホタテの取引が激減し、大量の在庫を抱えているほか、保管経費が経営を圧迫しているとのことでありました。

市といたしましては、一刻も早く事態を解消したいと考え、まずは首都圏を中心に1都14県で130店舗を展開する大手スーパーマーケットでの販売、姉妹都市会津若松市ゆかりの自治体の職員や議員の皆様への購入協力依頼、YouTubeによるホタテ消費拡大動画配信を実施したところであります。

続いて、むつ市内の小・中学校のほか、姉妹都市である会津若松市や全国青年市長会北海道・東北ブロックの会員となっている自治体15市427校の小・中学校に学校給食として提供する冷凍ベビーホタテ消費拡大対策学校給食活用事業、さらに国内での消費拡大だけでなく、来年1月に台湾の高雄市においてホタテ加工品のプロモーションイベントを開催するための所要の経費を今定例会に提案しているところであります。これらの取組を通じて、消費拡大と新たな販路の開拓、そして当市のホタテの高付加価値化を図ってまいります。

次に、ご質問の3点目の漁業者の現状と長期補償及び4点目のホタテ漁業者以外の水産業者の救済についてであります。ALPS処理水を放出している東京電力株式会社では、風評被害等が発生した場合は統計データなどを活用して対象地域における風評被害の有無を確認し、適切に賠償するとしておりますので、被害を受けている事業者におかれましては、まずは東京電力株式会社に連

絡していただきたいと考えております。

また、風評被害につきましては、漁業、農業、水産加工業、水産卸売業、観光業のみならず、因果関係が認められる場合は全ての業種が対象となるものと思われれます。

市といたしましては、東京電力株式会社のホームページ等に記載のある内容のほか、東京電力株式会社への連絡方法等をご案内するなどにより、市内事業者の皆様を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、食糧難克服の将来ビジョンについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 食糧難克服の将来ビジョンについてのご質問の1点目、栽培漁業への取組と可能性についてお答えいたします。

市では、むつ市総合経営計画における農林水産業の振興として、生産性の向上を掲げ、栽培漁業の推進に取り組んでおり、ホタテガイ養殖の安定経営のほか、各種の種苗放流やナマコ資源増殖推進事業などを支援しております。

また、大畑地区ではサーモン養殖の全国的な先駆事例となる海峡サーモン養殖が30年以上前から行われているほか、来年には脇野沢地区においてもサーモン養殖が始まる予定であります。

当市は、三方を特色ある豊かな海に囲まれており、その希少な立地環境は新たな可能性を秘めておりますが、栽培漁業の推進のためには今後の海水温の変動を見据え、試験研究機関等の協力を得ながら採算性も見込める栽培魚種を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、遊休農地の再開発について及び3点目、食料生産の基地化につきましては、関連がありますので、一括でお答えいたしま

す。

遊休農地対策といたしましては、農地中間管理事業の活用を促進し、耕作されなくなった農地を新規就農者や規模拡大を目指す農業者に貸付けを行うなどにより、遊休農地の発生防止や解消に取り組んでおります。これに加え、スマート農業を推進することにより、さらなる遊休農地の解消と食料の増産が図られるものと考えております。

昨年11月に立地協定を締結した株式会社寅福の大規模トマト栽培工場が来春から操業開始予定であり、このことにより約3.4ヘクタールの農地が利用されるとともに、年間約1,500トンのトマトが新たに生産されることとなります。

東議員ご提案の埋立てによる食料の生産拠点化につきましては、食料生産や雇用等の一定の効果は見込まれると考えますが、市といたしましては農地の集積、集約化の推進とスマート技術を活用した大規模農業や規模拡大による遊休農地の再利用を促進することにより、効率的な食料生産、新たな雇用創出、担い手不足の解消、若者の定着などを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。そこで今ホタテの窮状を訴えたような感じで質問いたしましたけれども、再質問をさせていただきます。

ホタテの融通についてでございますけれども、今まで稚貝は、湾内で生育が順調な漁協から分けもらった年もあったようにご答弁をいただきましたが、今年の場合は異常で、湾の対面にある平内町漁協でも来年売るホタテがない、危機を抱えています。川内町漁協では、生育状況のよい組合員から、貝がへい死した人に回しているようですが、へい死率が49%ということですので、一定程度の分散が確保できているようで、少し安心いた

しました。

ところで、当市の川内町以外の漁協では、融通対策が講じられていると思いますけれども、どのような対策が取られているのか。市の調査はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

今川内町の例をおっしゃっていただきましたが、ほかのむつ市漁協、脇野沢村漁協につきましても、川内町漁協とおおよそ同じでありまして、約半数がへい死しているということでありまして、漁業者のばらつきもありますので、組合の中で融通し合っているということで、川内町漁協と状況は同じなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 私がちょっと心配なのは、ホタテを持つ、持たない人たちが存在すると、収入の開きが生じるわけでありまして、ですので、なるたけだったら平均したような分散がなされればいいなということを考えてまいりました。

それから、再質問の2点目でございますけれども、産卵後の母貝出荷時に価格の上乗せをするというような声がありましたけれども、脇野沢村漁協の組合長は、来年以降の母貝を確保するために1枚も売らずに残すと言っているようですが、これを私は新聞で読みましたけれども、組合長は産卵後の出荷した貝に対して、価格に上乗せするような措置が必要とおっしゃってございました。市長はこれをどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 母貝の確保に対する対策ということでございますけれども、陸奥湾のホタテ養殖を守るためには、来年の稚貝確保も重要であり、

また母貝の確保ということも大事でありますので、来春産卵する親貝の出荷を抑制して、産卵後に出荷する際の損失を補填するための基金造成を、県だけではなくて、むつ湾漁業振興会及びむつ市を含めた沿岸市町村と県が一丸となって基金を造成して対応することとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。私も漁師の村で生まれて育って、今までずっと漁師の人たちとつながりを持ってまいりましたので、ある程度の情報というのは聞いているような感じをしておりますけれども、とにかく今は大変な時期を迎えているわけであります。ですので、今の現状を的確に捉えていただきまして、とにかくできるだけの、例えばさっき話をいたしました税の減免措置まで踏み込めるかどうか分かりませんが、そこら辺まで踏み込まなければならない状況にならないように、市では的確な対応をしていただきたいと思います。

そして、次に3点目の再質問でございますが、11月26日の新聞を読みましたが、県では補正で追加対策に5億円の支援を検討し、また親貝を確保する取組と経営安定を図るため、融資に関する負担軽減策も講じるようであります。

そこで、県と歩調を同じくするのではないかと考えておりますけれども、市では市独自の検討課題をお持ちかどうか伺いたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 東議員と同じように、私自身もホタテの町で育ちましたので、今回の漁業者の皆さんの声というのは私にも痛切に届いてございまして、県の対応についてもしっかりと調べてございます。県の5億円の支援パッケージの中には、先ほど申し上げた親貝確保の基金として、これは県の事業費5億5,703万8,000円が補正予算に計上

されておりますけれども、うち県の事業費は3億1,867万1,000円となっております。具体的に申し上げますとホタテガイ親貝確保緊急支援事業につきましては、基金造成額4億円のうち、県が2億円、またむつ市を含む沿岸市町村、またむつ湾漁業振興会が2億円を負担をして、合わせて4億円の基金を実施いたしますし、また漁業者の皆様が低金利で融資を受けることができるよう、利子負担についても市と県が検討しております。これは県だけではございません。

同じように、これに加えて、ほかの自治体ではまだ対策がない中で、首都圏スーパーへの独自の販路開拓、会津若松市をはじめとしたゆかりの市町村への購入協力依頼、ユーチューブによる消費拡大、市内小・中学校を含めた給食提供、さらには人口が270万人を誇る高雄市への販路開拓、加えて市の独自の漁業共済掛金への支援と、私のトップセールスをはじめ、関係課だけではなくて全庁一丸となって、市職員もそれぞれ市の独自の取組に向けて、私自身はむつ市の職員のホタテに対する取組は、県内だけではなくて北海道の市町村も含めて、どこの市町村にも負けない真摯な対応をしていると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。ご答弁を聞いて、対策は相当進んでいるような印象を受けました。

我が国の海産物を扱う人たちは、今でなく、これから相当なダメージを受けると思います。当市では、井田議員のように仕事をしている人たちや関連する業種の人たちも影響を受けるのは自明の理であります。市長には市民生活の安定を第一に、国や県と歩調を合わせ、先を見据えた万全の対策をお考えいただきたいと思います。

また、今情勢は刻々と変わってきています。我

が国の上川外務大臣と中国の王毅外相との対話の中で、中国がALPS処理水問題に対する独自の関与を認めれば、事態打開の糸口になるような発言が出てまいりました。中国の不買に対する対応と今後の我が国の方針を見守っていきたいと思います。どうも市長、ありがとうございました。

これで、むつ市議会第258回定例会の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤広政議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。12番佐藤広政議員。

（12番 佐藤広政議員登壇）

○12番（佐藤広政） こんにちは。市誠クラブ、佐藤広政でございます。改選後初の定例会での一般質問であります。万里一空の精神で精進してまいりますので、先輩議員、同僚議員、そして山本市長をはじめいたします理事者の皆様、どうぞご指導、ご鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

さて、それではむつ市議会第258回定例会にて通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者の皆様の明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。3項目3点を質問させていただきます。

まず1項目めは、小・中学校給食費無償化についてであります。むつ市は、ゼロ歳から18歳までの医療費無償化は実現されております。また、国

・県・市として様々な子育て支援を講じていただいておりますが、給食費に関しては無償化がまだ実施に至っておりません。子育て世代が待ち望んでいる施策として、給食費無償化は悲願であるものと感じております。

そこで、小・中学校給食費無償化に関して、ご所感をお伺いいたします。

続きまして、投票区の再編についてお伺いいたします。再編についてはヒアリングで協議をしておりますが、内容的にご容赦をいただくこともあると思います。昨日先輩議員からも選挙投票率の件のお話がありましたが、本年度は選挙の年でありました。直近では、むつ市議会議員一般選挙が行われたのですが、まず基本的なことをお尋ねいたします。ポスターの掲示板の数と、それに係る経費、また投票所の数と経費はどのようになっているのかお尋ねいたします。

3項目めは、先般発表されました財政中期見通し2023についてお伺いいたします。財政健全化に向けた重点項目の中に補助金等の見直し、一部事務組合基金等の削減という目標がありました。

そこで、一部事務組合負担金等の削減が目標になっておりますが、削減への具体的な取組と今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、3項目3点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育行政についてのご質問、小・中学校の給食費無償化についてお答えいたします。学校給食の実施に当たっては、学校給食法の中で必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費を設置者の負担とする。そして、そのほか学校給食に要す



保護者の負担減や学校における徴収事務の軽減のため、できる限り早い実施を目指しますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、実施することに対して障害等があるのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

学校における事務作業が増えないよう、実施方法についてしっかり検討することが必要となります。また、安定した財源確保が必要であると考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 財源確保というのは非常に重要であり、実施した場合、恒久的な財源は絶対ではありますが、実施した場合の小学校、中学校の費用はどれくらいになるのか積算しているのでしょうか。お分かりになるのであればお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

現在の児童・生徒数から概算で2億4,000万円ほどの費用を試算しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。今ご答弁いただいたように、概算で2億4,000万円ということでございました。多額の費用負担が発生いたしますが、財源の確保等大変ではありますが、例えば中学校から始めるとか、段階的に始めるような考えはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、基本的に市内小・中学校全校で検討しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。小・中学校一斉に実施するということではございましたが、それでは今度は財源についてお伺いいたします。

財政負担はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

現時点におきまして、一般財源を想定しております。当初予算方針においても、教育、子育ての環境の充実を最重点事項としておりますことから、実現に向け、活用できる国や県の補助金、交付金などの活用も含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 前向きなご答弁、ありがとうございます。教育、子育て環境の充実を最重点事項としているというご答弁をいただきました。

それでは、子育て政策の中で、給食費無償化の優先順位は上位に位置しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

子育て、教育といった面からも、優先順位は高いものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ご答弁いただいたように、優先順位は高いものということでご答弁をいただきました。とても心強く思っております。

財源の確保が必要であることは分かっておりますが、給食費無償化は子育て世代の皆様の負担軽減はもちろんのこと、学校での教職員の皆様の負担軽減にもつながります。

また、これは持論なのですが、給食費無償化で

浮いた負担は、必ず市内経済にも寄与するものと思っております。

最後に、市長にお尋ねしたいと思います。給食費無償化についてのご所見をお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 教育部長からも答弁させていただきましたとおり、新年度当初予算の方針におきまして、教育、子育て環境の充実を最重点事項としておりまして、優先順位は高いものの、給食の無償化には約2億4,000万円弱の予算が必要になってまいります。このことから、佐藤議員が壇上で紹介いたしました今年度、4月からスタートいたしました18歳までの医療費無償化をスタートするに当たりまして、予算ベースで1億5,317万円、今年度予算に計上してございます。

また、その拡充分、これまでも乳幼児医療の無償化というのをやっておりましたけれども、18歳まで所得制限なしで拡充したということで、予算額で8,561万円の予算を工面するのに、今年度までかなりの期間を要して財政シミュレーションしながら前市長が英断をしたということでございます。

そういったことから、8,500万円を捻出するにも、当市にとっては大きな一歩を踏み出したと、そう言っても過言ではないと思いますけれども、その3倍の予算が必要となります給食費の無償化には、事業のスクラップをはじめ、今後むつ市の未来を見据えて大きな決断が必要であると考えてございます。私自身、子供たちの笑顔輝くむつ市のために、全庁一丸となって当初予算編成過程の中で議会でも出ましたご意見も踏まえて前向き、かつ実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。本当

に予算的には、先ほども市長のほうで8,000万円強を捻出するにも大変、それは当然なことなのです。国・県等の動向等もあるとは思いますが、とにかく前向きに、できれば来年度から実施できるような形を取れると大変皆さんが喜んでくれるのではないかと思います。これは財政との関係等もありますので、ぜひとも前向きに早期実現に向けてお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、投票区再編についての再質問をさせていただきます。ご答弁いただきました中でポスター掲示板400か所で2,306万円、これは1か所当たりで5万7,000円かかっているという計算になります。投票所も69か所で946万円、これは1か所で13万7,000円、これは人件費ということで経費がかかっていると思いますが。

そこで再質問なのですが、人口減少に伴い、ポスター掲示板、投票所の数の再考はどのように検討しているのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（工藤淳一） お答えいたします。

ポスター掲示場の数につきましては、公職選挙法等の規定によりまして、1投票区につき5か所以上10か所以内で、投票区ごとに選挙人名簿登録者数と面積から算定することとされておりますが、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減らすことができるとされております。合併直後のむつ市では、480か所の掲示場を設置しておりましたが、その後人口減少等に伴い、青森県選挙管理委員会との協議により、段階的にその数を減らし、現在の400か所となっているところであります。

また、投票所の数につきましては現在見直しを行っており、関係する地域の皆様や町内会等のご意見をいただきながら進めていくとともに、見直

しの対象となる地域の有権者の皆様に対する負担軽減対策として、投票所への移動支援、移動期日前投票所の設置なども併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。減らして今回400か所ということでございました。ただ、選挙公報も各家庭に配布されていることを考えますと、私の考えではございますが、屋外ポスター掲示板は減らすことを検討すべきではないかと考えます。それによって財政負担が少しでも軽減されることによって、市民の皆様に戻元できるのではないかなと思っております。ぜひ再検討していただける機会をいただければと思います。

また、投票所につきましては、見直しをしているというご答弁をいただきました。減らすことによって様々な問題があるとは思われますが、投票所への移動支援等は、よく私が聞くことでは、候補者の方、または後援会の方がしているというような声も聞いたことがあります。公平性を保つためにも、公的にやっていただくことをぜひお願い申し上げます。

しかし、これだけの経費をかけているにもかかわらず、投票率が低下しております。一概に選挙管理委員会が原因ではないのですが、若年層の選挙への関心のなさや政策論争の乏しさ等々、数々挙げられるとは思いますが、そこで質問させていただきます。

投票率の低下についての検証はどのようにしておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（工藤淳一） お答えします。

投票率の低下につきましては、公益財団法人明

るい選挙推進協会が令和元年の統一地方選挙後に行った全国意識調査におきまして、投票を棄権した理由で最も多い回答が「選挙にあまり関心がなかったから」ということになっております。特に若年層の政治に対する関心の低さ、政策への無関心等が要因とされておりまして、当市におきましても同様の傾向により投票率が低下しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。若年層の投票率の低下という問題が今のご答弁の中にありました。政治への無関心、諦め等々考えられるとは思いますが、それには私を含めまして我々議員も一段と努力をしていかなければならないと思いますが、逆に投票率を上げるための施策はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（工藤淳一） お答えいたします。

投票率向上の施策といたしましては、若年層への選挙啓発として市内の高等学校及び大学へ期日前投票所を設置しております。

また、それ以外の一般の取組といたしましては、商業施設への期日前投票所の設置、市ホームページへの選挙公報の掲載、SNSやエフエムアジュールによる広報のほか、市内スーパー等へ店内放送やチラシによる選挙啓発の依頼等を行っております。

また、今後の投票区の再編及び再編に伴う有権者の負担軽減対策により、投票環境の整備、充実を図り、投票率向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。様々

な形での投票啓蒙活動を実施していただいていると思います。

また、期日前投票の割合もかなり上昇しているのではないかと私は思います。投票所の再編と同時に、期日前投票所の増設も考慮していただければ、また投票率が上がるのではないかなと感じております。

これは私の考え、要望なのですが、最後に当選後での挨拶が禁止されていることをしっかりと有権者の皆様にもお伝えいただけないかと思えます。お願いのときだけ来て、当選したら全然来ないなんていうお話をされてしまうことが多々ございます。この公共の電波で伝えて大変申し訳ないのですが、行きたいけれども、行けないということでご理解していただけるよう、ぜひとも市民の皆さんには啓蒙活動のほうをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目の財政中期見通し2023について再質問をさせていただきます。先ほどのご答弁いただいた中に、むつりハビリテーション病院にての赤字解消といいますが、新たに透析部門の開設により増収になるというお話でしたが、これで少しは解消されるのではないかなと私個人的には思っております。

また、消防でもむつ市消防ビジョンの職員配置見直しでの人件費の削減ができるということでもございました。しかしながら、むつ総合病院の建設にて、先般入札が不調となりました。その建設費負担等について、計画にどのように反映されているのか。また、今後の入札不調による影響で削減は難しいのではないかと考えますが、その辺のところはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 理事者側に申し上げますが、一部事務組合の範囲に入りますので、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

新病棟建設の不調の影響ということでございますけれども、今後のスケジュールが未定となっておりますことから、従来までの令和9年度の供用開始ということで、係る負担金等について計上させていただきます。

また、建設に伴う負担金のシミュレーションは、地方債の償還が終わる令和40年度まで行っておりますけれども、本計画では主に令和8年度から建設費、また令和9年度から医療機器購入費に伴う負担金というものを見込んでおります。現在の計画では、令和9年度にピークとなる約18億3,000万円を計上、これは令和5年度と比較いたしますと約4億5,000万円の増となっております。

次に、入札不調による影響についてでございますけれども、今後スケジュールの繰延べ及び建設費の増加が予想されますが、本計画でお示した削減項目に沿って確実に、まずは財源対策を講じるとともに、むつ総合病院においても内部管理経費等の削減に努めていただくほか、交付税や補助金等の増額について国や県等に要望するなどして、新たな財源の確保により負担金の圧縮に努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。昨今の世界情勢等を考えますと、経費増大等は否めないのかもしれませんが、ない袖は振れないという言葉もございます。新たな財源の確保や経費等の削減等は絶対必要になると思われませんが、さらなる経費圧縮に努めていただきたいと思えます。

経費圧縮ということではありますが、消防体制についても基準財政需要額を9億円以上上回る状況でありますというふうに書かれております。

20年先を見据えたむつ市消防ビジョン策定を平成31年に行ってはおりますが、また当時と状況が

かなり変わっていると思いますが、どのように捉えておりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市消防ビジョンにつきましては、人員配置計画や車両更新計画の検討など進捗管理について毎年行っておりまして、策定から5年経過する今年度は消防ビジョンの見直しのタイミングではございますけれども、方針としては大きな変更はないものと考えております。

一方で、策定した当時と比較いたしまして、例えばですが、川内及び脇野沢の消防分署の建設につきましては、津波の浸水想定区域が変更となったことや物価高騰などの策定当時から社会情勢が大きく変わっておりまして、事業費も増額となることが予想されております。

財政中期見直しにおきましては、そのような状況の変化にも対応できるよう、補助金や有利な地方債の活用等財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。ただいまご答弁いただきましたように、要は経費圧縮、補助金、そして有利な地方債ということになるのではないかと思います。

しかし、消防という市民の皆さんの安全、安心等を確保する上で非常に重要なものでありますので、数や予算で決定するのではなく、市民目線での策定をお願いいたします。

例えばではあります、むつ総合病院新病棟建設や新ごみ処理施設の運営に伴う長期的な負担や20年先を見据えた消防ビジョン等を考慮すると、5年ではなく10年、20年といった長期的な計画策定が必要なのではないかと考えますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 財政中期見直しにつきましては、財政の中期的な見直しを見える化することで、市の財政状況を市民の皆様と共有してご理解をいただくために財源対策として実施されている各種施策をはじめ、むつ市全般にわたってのご協力をいただくことを目的として、平成27年度から策定してございます。

佐藤議員おっしゃるとおり、10年、20年先のことを見据えて財政運営するべきではないかというご提案でありますけれども、市の内部の中では、先ほど財務部長から答弁しましたとおり、令和40年までの地方債の償還のシミュレーション、これは一部事務組合下北医療センターに対する建設費のシミュレーションでありますけれども、そういった10年先、20年先のシミュレーションを踏まえて財政運営をさせていただいておりますので、市民の皆様には公開しているのは5年先の財政シミュレーションということでありまして、市といたしましては10年先、20年先を見据えて財政シミュレーションをしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。別途長期的なシミュレーションを行っているということでもありますので、昨今の様々な状況を考えますと、このような状況になるとは5年前には誰も想像し得なかったし、また考えもしないような状況下であることを考慮すれば、5年ごとの計画の策定がベストでもあり、また市民に対しての見える化をするということでも5年というのは必要なのかなと納得させていただきました。いずれにせよ、財政中期見直し2023が確実に履行されることをご期待申し上げます。

るる質問を重ねてまいりましたが、市民の皆様の負担軽減、それは世代を超えた共通の願いでもあります。「笑顔かがやく 希望のまち むつ」

の実現のため、2期目任期の最初の一般質問をさせていただきます。私自身も万里一空の精神で精進していくつもりでございます。そして、市民の皆様が夢を抱き生活をしていくことが私の夢でもあります。

それでは、この言葉で一般質問を終わらせていただきます。今回は長いです。「夢なき者は理想なし、理想なき者は信念なし、信念なき者は計画なし、計画なき者は実行なし、実行なき者は成果なし、成果なき者は幸福なし、故に幸福を求むる者は夢なかるべからず」。渋沢栄一。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月9日及び10日は休日のため休会とし、12月11日は住吉年広議員、高橋征志議員、杉浦弘樹議員、中村正志議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時29分 散会